

第4回緑区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成18年2月26日(日)

15:00～

場 所 誉田公民館 講堂

次 第

1 開 会

2 策定委員長あいさつ

3 議 題

(1) 緑区地域福祉計画(案)について

(2) その他

4 区長あいさつ

5 閉 会

緑区地域福祉計画の意見に対する 計画への反映について

(作業部会案)

第4回緑区地域福祉計画策定委員会

平成18年2月26日

緑区地域福祉計画に対する意見

意見 1 緑区計画書 P 1 6 ” 計画策定にあたって住民の声（要望・希望）を直接聞き・・・” とありましたが、いつ、どのような方法で（HP でも参加できたのでしょうか）市民の声を取り入れたのかが不明でした。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

「計画策定にあたって、第一に、それぞれの福祉団体の声を代表する者や、要支援者、公募委員などからなる地区フォーラム委員による住民の声（希望・要望）を直接聞き、地域における生活課題を明確にしてきました。」と修正しました。

意見 2 保育所の待機児童数が市 3 5 4 名であるのに対し、緑区だけで 1 0 1 名もいますが、特別目立った待機児童解消に向けての計画がありませんでしたので、今後計画に含めていただきたいと思いました。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

待機児童の解消は、個別計画（次世代育成行動計画）の中で対応していきます。

意見 3 計画の中で、” ふれあい食事サービス実施 ” ” 老人つどいの家実施 ”

” 緊急通報装置設置 ” ” 安心電話設置 ” など、さまざまなキーワードが出てきますが、このサービスについてはどこで、どのようにして受けることができるのかについて、情報をいただきたいと思いました。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

それぞれの福祉サービスについては、地域住民に広く知れわたるようにする必要があります。本計画では、各取り組みで要支援者等の希望の把握について位置づけるとともに、第6章「計画の推進に向けて」に情報提供について記載しました。また、それぞれのサービスについて、必要に応じて注釈・用語解説を加えました。

意見 4 緑区の地域福祉計画は、他の計画と違い推進組織が2つあるようだ

がなぜか。また、この2つは何が違うのかよくわからない。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

地域福祉協力ネットワーク実行委員会（仮称）については、記述を改め、地域福祉を推進するための目指すべき方向性を記載しました。地域福祉計画推進協議会（仮称）は、その方向性の一部を担うものとして、地域福祉計画の情報交換通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取り組みについての議論、関係者間の連絡調整、計画を周知するための広報を行う組織として、設置するものとししました。

意見 5・8 希望や状況の把握については、誰がどのように行うのかなど、

「実施内容 = 解決策」については、方向性としてはわかるが、具体的にはどのように行うのかがわかりづらい。方針としてとらえればよいのか。

誰が実施する人なのか、具体的ではないので、イメージがしづらい。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

計画には問題解決のための取り組み必要がある事項を定めています。誰がどのように行うのかなど、実施にあたっては、地域の実情に応じて取り組むこととなります。

意見 6 **計画書 P 6 3** (3) 身近な生活支援のための解決策 要支援者の

家族のための支援で、「子どもを預かるなどの支援」がある。預けられるかどうかは、信頼関係が基盤ではあるが、移送と同様に、万一の事故にあった際の補償制度の整備が求められると思われる。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

今後の取り組みの推進に際し、参考とさせていただきます。

意見 7 地域で取り組む内容としては、規模が大きすぎるものが多い。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

区計画は、住民が主体の自助・共助を中心としたものですが、これらの解決策を実現するために求められる公的施策や、支援の方向性についても言及しています。

また、取り組みは課題解決のための全体像として記載しているため、全てを行わなければならないではなく、地域の実情に応じて、出来るところから取り組んでいく必要があります。

意見 9 第3章と第4章は同じ事を言っているが、一緒にすべきではないか。

計画への反映・パブリックコメントの回答について

計画書第3章は、本計画での中心となる取り組みの基本方針（キーワード）について、特に強調して記載しており、よって、第4章と併せる事はいたしません。

意見 10 **計画書 P 45** コミュニケーションの解決策の 地域で取り組むコミュニケーションの核家族の子育て不安を解消のなかに、「子育て不安解消のために幼稚園、保育所が」とあるが、幼稚園でも地域に対して子育て支援が実施されているのかどうか？

計画への反映・パブリックコメント

現状は、どこまで幼稚園が、子育て支援について地域で行っているのか把握は難しいですが、今後、子育て支援の取り組みが、保育所のみならず、幼稚園においても、行われる事を想定しています。

その他（他の区、全体）に対する意見

意見 1 中間とりまとめ P 2 - 5

地域福祉を推進するにあたって「自助、共助、公助」を基本とされており、自助を「自分のことは自分です」と説明されておりますが、これは誤解のないように「出来る人は」あるいは「出来る範囲内で」の注釈を加えるべきではないでしょうか。したくても出来ない人たちも住民です。

計画への反映・パブリックコメント

ご意見のとおり注釈を加えます。（全市で統一した表記）

意見 2 中間とりまとめ P 2 0 6 の 1

表紙

策定主体として「千葉市」と明記を。

区地域福祉計画（案）は策定主体が明記されていません。対して、千葉市地域福祉計画（案）は表紙に「千葉市」で明記されています。こちらにも、「千葉市」と明記すべきではないでしょうか。この計画に対してだれが責任を負うのか、明確でないと、「絵に描いた餅」に終わってしまいかねませんから。

計画への反映・パブリックコメント

地域福祉計画の策定主体は市及び区計画とも千葉市であり、その旨を明記します。

意見 3 中間とりまとめ P 5 - 6

～老人のつどいの家を趣味の場だけでなく、ときには話し合い聞き合うプロモーターの確保をする。～

この表現は、老人つどいの家が趣味の場であることが良くないというような否定的な印象を与えかねないので、表現をもう少し工夫する必要があると考えます。

家に引きこもり体を壊している老人は数多くいると考えられ、趣味を持ち、老人つどいの家に出かけること、あるいは、老人つどいの家に出かけることによって趣味ができること、それは、健康にいきいきと毎日を暮らすことができるためには必要不可欠なことです。そのために果たす老人つどいの家の役割は大きいものであり、それによって老人の医療費も軽減され、福祉のまちづくりの効果的な取組になると考えられます。したがって、老人つどいの家が趣味の場であることは大切なことなのです。

ときには話し合い聞き合うプロモーターの確保をするということは、そこからの発展であり、そのことが市民にも理解しやすい表現になると、より良い取組事例になると思います。

計画への反映・パブリックコメント

緑区計画書 P 4 4

ア 老人つどいの家の活用

単に趣味の集まりやレクに終始しないで、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。



ア 老人つどいの家の活用

趣味の集まりやレクを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。

意見 4 中間とりまとめ P 3 4 - 8

防犯、防災計画に関する規定が設けられているが、これらは福祉計画の推進に必要な内容を、防犯・防災計画との連携についていかに行うべきか、の視点で記載されるべきである。

国・社会福祉審議会の、市町村地域福祉計画・策定指針の在り方について、によると、地域福祉の範囲として、生活関連分野との連携が必要、と規定している。

駐車違反对策や防犯意識の高揚を図る、自主防災組織の結成促進、などの項は、福祉計画とのかかわりが読み取れず、いたずらに、地域福祉計画の肥大化を招いているのみとおもわれるので、削除することが必要である。

計画への反映・パブリックコメント

地域福祉計画は、地域の生活課題を解決するための取り組みをまとめたものですので、防災・防犯といった幅広い分野も含めたものとなっています。

意見 5 中間とりまとめ P 3 4 - 8

読んでいてとにかく疲れます。文章が多く、非常にボリュームがあり、内容の詳細について理解することが難しい気がします。お年寄りや障害をお持ちの方も拝見されることを考えると、絵や写真などを交える、また文章表現を簡潔にして、難しい用語などにも注釈などを加えるなど、もう少し読みやすく、わかりやすくする工夫が必要ではないでしょうか。

計画への反映・パブリックコメント

用語について、必要に応じて資料編に用語解説を加えました。

意見 1 4 中間とりまとめ P 2 3 - 1 2

地域福祉計画を実践するにはその担い手の量と質の向上が大切です。

今後、地域福祉推進の中心的な担い手となるのは、全市で 1 0 1 3 の組織がある町内自治会活動だと思います。

現在、多くの自治会の役員は単年度での持ち回りで、活動内容は前年度活動と同様な内容を実施するのみとなっています。

自治会役員を 2 か年継続で半数入れ替えにするなど、役員の経験年数を増やす。

また、行政事務協力費の廃止や行政から町内自治会への各種回覧物の郵送をインターネットを利用するなど工夫し、財源を生み出し、先進的な活動実践例の作成や、町内自治会役員向けの研修などを行うことが重要です。

是非、各区の地域福祉計画に町内自治会活動の向上を盛り込んで下さい。

計画への反映・パブリックコメント

計画書 P 4 6 「ウ 町内自治会の活性化」を掲載済み

参考 意見 1 5 中間とりまとめ P 3 5 - 1 2

町内自治会について

地域福祉計画の推進の担い手として、町内自治会の組織強化を図ること（花見川区地域福祉計画）をあげるのはいいのですが、ともすれば自治会への住民の頼りすぎを招くことがあります。注意も必要だと思います。自治会の役員等がすべて定年退職者のような時間的余裕のある人ばかりではなく、通常の活動でも土日のいずれかは拘束され、仕事をもちながら役員になっている人にはかなりの負担となっています。また、住民の中には「自治会にやってもらえばいい」という意識で、自分で解決しようとしないう住民もいます。町内自治会の機能強化を行うのであれば、住民参加をうながす形でないと、単に執行部の負担を増やし、役員等への就任を敬遠し、却って住民の自治会離れを引き起こすことになりかねないと思います。

< 今後のスケジュールについて >

【緑区地域福祉計画策定スケジュール】

第4回緑区地域福祉計画策定委員会

(2月26日(日)15:00 ~ 誉田公民館講堂)

パブリックコメントを受けての修正点の報告及び検討
計画決定

策定委員会終了後(3月)

策定委員会を受けての最終修正、最終チェック等

緑区地域福祉計画決定

【緑区地域福祉計画推進協議会について】

緑区地域福祉計画第6章にありますとおり、緑区地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「緑区地域福祉計画推進協議会(仮称)」を設置します。

委員の選定については、今までいただいた各区の意見を参考にしながら事務局で決定します。

地区フォーラム委員の皆さんにも、継続性の観点などから、推進協議会への参加希望者を募集をする予定です。

5月に第1回会議を開催する予定です。

地域福祉計画に関わる今後のスケジュール（案）

組織名等		平成17年度			平成18年度							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
計画の策定	市計画 市策定委員会		提出意見の報告	3/24パブコメ意見の計画反映の検討 計画の決定								
	区計画 地区フォーラム 区策定委員会		2月中旬～3月上旬 提出意見の報告	パブコメ意見の計画反映の検討 計画の決定	計画決定の 決裁	計画書の 印刷発注	市長定例 記者会見	市政だより 記事掲載 (4/15号)				
	パブリックコメント	12/15～1/16 意見募集	2月初旬 提出意見の整理				4月上旬 意見の概要と市の考 え方の公表(HP)					
計画の推進	内部調整	1/30 区、社協、本庁 打合せ(管理職)	2月上旬 (実務者)	2/13 福祉行政連絡会				5月 庁内検討会(報告) 要綱改正が必要				9月 庁内検討会 (予算化要望)
	区計画推進協議会 (仮称)		2月～ 協議会のあり方について地区 フォーラム委員の意見集約 協議会の概要決定 設置要綱の制定		公募委員の募集 - 決定(4月下旬)	5月上旬 第1回協議会開催	意見照会	7月中旬 第2回協議会 開催				
	地域福祉 パイロット事業			地区フォーラムからの継続委員募集 団体からの推薦・本人承諾依頼			6月下旬 第1回申請受付		7月下旬 交付決定			
	市計画推進協議会 (仮称)						5月中旬～ 協議会の役割 委員の人選等の検討					第1回協議会開催
その他	事務分掌の規則の改正 (区を含む)		2月上旬 行政管理課から 提出依頼	2月中旬 改正案文作成 提出	行政管理課 提出 区は区政課 経由							
	関係団体等への説明 (民児協常務会、地区 部会役員会は説明済 み)		2/15 障害者社会参加 推進協議会		3/30 社会福祉審議会 (報告)							

